

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

湯沢町社会福祉協議会 訪問介護事業
(居宅介護及び重度訪問介護) 運営規程

平成 28 年 4 月 1 日

規 程 第 5 号

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人湯沢町社会福祉協議会が設置する訪問介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業所において実施する法に基づく重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護」という。）の事業は、利用者（重度の肢体不自由者であって常時介護を有する障害者をいう。）が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 前項のほか、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成 27 年新潟県条例第 27 号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施する。

3 居宅介護等の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 湯沢町社会福祉協議会 訪問介護事業所
- (2) 所在地 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2877番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤)
職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し関係法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 2人以上(うち一人以上は常勤)
居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付するほか、事業所に対する指定居宅介護等(指定居宅介護、指定重度訪問介護をいう。以下同じ。)の利用の申込みに係る調整及び職員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
- (3) 職員 2人以上
居宅介護計画に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。
- (4) 事務職員 5人
事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 1、2号にかかわらず、利用者の要望があり対応が必要な場合は訪問を行う。

(指定居宅介護の内容)

第6条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排泄の介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ 通院等の介助(身体介護を伴う場合。事業所の職員が、自ら自動車を

運転して実施する通院等の介助を除く。)

キ その他日常生活を営むために必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住居等の掃除、整理整頓

エ 通院等の介助（身体介護を伴わない場合。事業所の職員が、自ら自動車を運転して実施する通院等の介助を除く。）

オ 生活必需品の買物

カ 関係機関との連絡

キ その他日常生活を営むために必要な家事

(4) 生活等に関する相談、助言

2 事業所で行う指定重度訪問介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 重度訪問介護

ア 食事の介護

イ 排せつの介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴

オ 通院等介助

カ 調理

キ 洗濯

ク 掃除

ケ 外出時における移動中の介護

コ その他日常生活を営むために必要な身体の介護及び家事

(3) 生活等に関する相談及び助言

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等（法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条第

3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用額をいう。)の支払を受けるものとする。

- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を支給決定障害者等から徴収するものとする。
- 4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付する。
- 5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、湯沢町とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 職員は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(事業の主たる対象者とする障害の種類)

第10条 事業所において指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護
(身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者)
- (2) 指定重度訪問介護
(身体障害者)

(虐待の防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員(従業者)に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員(従業者)に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所職員(従業者)又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見し

た場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(秘密保持)

- 第 12 条 職員は、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を決して漏洩しない。また、職員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該職員の知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行うこととする。
- 2 利用者及びその家族の個人情報の取扱いについては、湯沢町社会福祉協議会個人情報保護規程（平成 18 年 4 月 1 日施行）を遵守しなければならない。

(苦情解決)

- 第 13 条 提供した居宅介護サービスに関する利用者等並びにその家族等からの苦情については、湯沢町社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決規程（平成 15 年 4 月 1 日施行）に基づいて適切かつ迅速に対応し、利用者の権利を擁護するとともに、提供するサービスの品質を向上させなければならない。

(調査等の協力)

- 第 14 条 提供した指定居宅介護サービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定及び第 48 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、または当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市町村または新潟県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、新潟県知事及び市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 2 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力するものとする。

(暴力団等の排除)

- 第 15 条 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 3 号に規定する基本理念にのっとり、同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 16 条 職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、事業の執行体制についても検証、整備するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 事業所は他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。
- 3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 4 事業所は、利用者等に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
2. 平成26年4月1日施行の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく湯沢町社会福祉協議会訪問介護事業（居宅介護及び重度訪問介護）運営規程」は、平成28年3月31日をもって廃止する。

附 則

1. この規程は、平成30年6月15日から施行する。

附 則（令和4年規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。